

茨木市物品購入等に係る登録業者名簿及び契約情報等の公表実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市が発注する物品及び業務委託（以下「物品等」という。）に係る登録業者名簿及び契約情報等を公表することにより契約事務の透明性の確保、契約の公平かつ厳正な運用を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 茨木市が発注する物品等の契約相手方となる全ての登録業者に係る入札参加者資格名簿
- (2) 物品購入（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第3号及び第4号に該当するものを除く。）で執行伺額が150万円を超えるものの入札結果・契約状況

(公表の項目)

第3 公表する項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入札参加者資格名簿
 - ア 業者名
 - イ 所在地
 - ウ 登録業種
- (2) 入札結果・契約状況
 - ア 物品購入の案件名
 - イ 入札日時
 - ウ 入札参加業者名
 - エ 入札金額
 - オ 入札場所
 - カ 入札方法
 - キ 契約業者の名称及び住所
 - ク 契約金額
 - ケ 契約日
 - コ 隨意契約理由（随意契約のときに限る。）

(公表の方法)

第4 公表の方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 情報ルームに備え置く閲覧方法
- (2) インターネット上への掲載による閲覧方法

(公表の期間)

第5 第3第1号に規定する項目の公表期間は、登録初年度当初又は随時受付登録時から登録年度の有効期限までとする。

2 第3第2号に規定する項目の公表期間は、当該契約締結日の翌日から1年間とする。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から実施し、令和6年度分以後の入札参加者資格名簿及び令和6年4月1日以後に執行伺を起票した物品購入の入札結果・契約状況について適用する。

(茨木市物品購入等に係る登録業者名簿の公表実施要綱の廃止)

2 茨木市物品購入等に係る登録業者名簿の公表実施要綱(平成14年4月1日実施)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。